明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三一）　一

〔告　示〕

○市の境界変更（**総務**一九三、一九四）　一
○戸籍が滅失した件（**法務**一五六）　二
○除籍が滅失した件（**同**一五七）　二
○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（**同**一五八）　二
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**甲府地方検察庁**一）　三
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**一五四）　三
○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件（**農林水産**一三七一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一三七二～一三八七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四五八）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一二、一一三）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二一～一二四）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の有効期間を更新した件（**同**一二五）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　総務省　防衛省　会計検査院　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九
抜海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　一〇
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（同）　一〇

産　業

日本工業規格（経済産業省）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（総務省・法務省）関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の四の項地域の欄中「含む」を「含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く」に改める。

別表六の四の項地域の欄中「含む」を「含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く」に改める。

別表七の三の項地域の欄中「含む」を「含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十三号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、石川県白山市と野々市市との境界を次のとおり変更する旨、石川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十五年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十五年四月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

白山市に編入する区域

野々市市徳用町一八二の二、一八三の二、二一二の二、七〇九、七一〇、郷町三五一から三五三まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部、二日市町二七七の一、二七七の三、二八一の二、八一八に隣接する水路である公有地の一部、郷町三五六から三六四までに隣接する水路である公有地の一部